

# 1. 教師教育に関する岐阜大学教育学部の取組と課題

## —教職大学院・免許更新講習等をめぐって—

岐阜大学教育学部長 古田 善伯  
同 副学部長 小井土 由光

岐阜大学は平成16年4月1日に国立大学法人として新たな船出をし、今年で4年目になる。この間に岐阜大学教育学部・教育学研究科では特色のある取組を展開し、一定の評価を受けてきた。この取組の経緯、実績及び課題については、すでに発刊している教師教育研究1号～3号（平成16年度～平成18年度）に概要を提示してきた。ここでは、これまでの断片的に提示してきた内容と重複するところもあるが、4年間の取組の全体的な経緯をまとめるとともに、平成20年度より新設される教職大学院および平成21年度より本格実施される免許更新講習に対する取組の方向性について述べる。

### (1) 学部教育及び大学院教育における改革の経緯と特色ある取組

岐阜大学教育学部は、平成13年11月に文部省から示された懇談会報告書『今後の国立大学の教員養成系大学・学部の在り方について』を受け、その指摘事項について学部全体で幾度となく慎重に検討した。それらを踏まえて、学部段階においてこれまで実施されてきた教育実習だけでは教育実践能力を高めるには不十分と考え、学年ごとに学校現場での教育体験を系統的にカリキュラムの中に仕組むことが必要であるという考え方から、実践コア科目を機軸としたACTプラン(Active Collaboration Teaching Plan)を平成15年度から実施してきた。

いっぽう、教員養成は大学で行い、教員研修は教育委員会で行うというこれまでの枠組を再考し、「両者が一体となって教員養成段階と教員研修段階の有機的な教育体制を整備し、教員の生涯にわたる多様な教育課題に対応できる資質の向上にあたる」という考え方を重視して、これまでに教員研修及び大学院教育の教育体制の改革も推進してきた。この教育改革を進める段階において、岐阜県教育委員会との連携を一層強くするとともに、大学院及び教員研修の改善のための取組を継続的に遂行してきた。そのおもな取組は、「夜間・遠隔大学院の展開」と「大学における教員研修プログラムの開発」である。

これらの取組の背景には、「地理的・時間的制約のない環境で大学院及び教員研修を受けられるようにしてほしい」という、いわゆる教育の機会均等という立場からの教育委員会及び現職教員からの強い要請があった。これを受けて、本研究科ではテレビ会議システムを導入して夜間・遠隔大学院の授業を遂行してきた。

以上に示したACTプラン、夜間・遠隔大学院、教員研修の3つの取組が本学部・研究科の特色であり、これらを総合的に推進するプロジェクト「地域・大学共生型教師教育システム」が

『特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）』（平成16～19年度）に採択された。また、夜間・遠隔大学院の発展型として“インターネット型大学院”の実現のための取組を進め、これは「教師のための遠隔大学院カリキュラムの開発」と題して『現代的教育ニーズ支援プログラム（現代 GP）』（平成16～18年度）に採択された（現代 GP 報告書，2007）。このインターネット型大学院は平成18年度からカリキュラム開発専攻において開始し、平成19年度からは教科教育専攻（8専修）と特殊教育特別専攻科（平成20年度に廃止）において開始している。

また、平成18年度に『教育臨床実習重視の教師発達支援プログラム（教員養成 GP）』（平成18～19年度）が採択され、教育学研究科のカリキュラムの中に学校での実践教育（教育臨床実習）を取り入れ、大学院生の教科内容の専門性の向上と合わせて学校での教育実践力の向上を目指す取組として“ACT-g プログラム”を展開している。さらに、独立行政法人・教員研修センターが公募した『教員研修モデルカリキュラム開発プログラム』に対して、本学部が取り組んでいる“10年経験者研修”を基本として「教育委員会と大学の連携協力による課題探究型研修カリキュラムの開発」（平成18～19年度）というテーマで採択されている。

これらの取組のおもな内容について、以下に詳しく記述する。

#### ① ACT プラン（行動的連携による教員養成プログラム）

ACT プランでは、学部の各学年において学校現場と大学との間で交流する授業形態を取り入れた「実践コア科目」を機軸とするカリキュラムを構築して授業を展開している。「実践コア科目」は次の4つの科目である。

##### 1) 教職トライアル（観察型教育実践体験・1年生）

附属学校（小・中）をフィールドとして、各講座単位で学生の教職に対する体験を深めて教師像を明確化させることを目標としている。また、各講座の科目担当教員は学生に課題を明確にさせ、引率指導するとともに、附属学校教員と連携・協同して体験に基づく討議等の指導を行っている。この取組は平成16年度から開始し、学生・教員の感想等の資料を担当委員会で整理・分析し、次年度に向けての改善を図っている。

##### 2) 教職リサーチ（参加型教育実践体験・2年生）

岐阜市内の小学校及び中学校をフィールドとし、各講座単位で学生の実践を通して教育技術の修得のための基礎を身に付けることを目標としている。各講座の科目担当教員を少人数指導が可能になるよう配置し、学校での実践試行を指導している。小学校1週間と中学校1週間のいずれかを必須科目として位置づけている。この取組は平成16・17年度に試行として行ない、平成18年度から本格実施している。

##### 3) 教職プラクティス（教育実習・3年生）

小学校（4週間）及び中学校（4週間）の実習を附属学校及び県内の実習担当学校（小学校7校、中学校8校）で実施している。中学校の実習は9月に、また小学校での実習は11月にそれぞれ実施し、教育実習校担当者とは本学部担当委員とが年2回の教育実習運営協議会を開催して実習全般についての話し合いと調整を行っている。

##### 4) 教職インターン（4年生）

岐阜市内および周辺の市・町の小・中学校をフィールドとし、学部の教職インターン委員

会が各市・町教育委員会と連携して学校のニーズと学生の要望をマッチングさせて学生を送り出し、学生の実践能力の向上を図っている。当初は、岐阜市教育委員会が“フレッシュサポーター事業”という名称で実施し、ボランティア活動として位置づけていたが、平成18年度からは単位化するとともに、対象地域を岐阜市以外に8市1町（大垣市、瑞穂市、本巣市、海津市、山県市、美濃加茂市、美濃市、高山市、北方町）を加えて展開している。幸いにも、この取組については実施市・町教育委員会及び対象学校から高い評価を得ており、派遣学生の数が不足するほど各学校からの派遣要望があり、この取組を経験した学生の教員就職率は年々高くなっている。

## ② 教員研修プログラム（『教師教育研究』1号～3号参照）

本学部と岐阜県教育委員会との協議に基づき、岐阜大学を教員研修の場として6年目研修（平成13年度～）と12年目研修（10年経験者研修：平成15年度～）を実施している。

6年目研修は、採用後6年目の県内全教員を対象として、おもに岐阜大学のキャンパスにおいて8月の夏季休暇中に研修を行うものであり、本学の教員と県の総合教育センターの指導主事が研修講師を担当し、指導にあっている。この研修では岐阜大学に備わっている機能と施設等を活用するところに特色がある。

12年目研修では、主として8月の夏季休暇を利用して5日間の大学キャンパスでの研修（大学研修）を位置づけ、研修教員の課題に対応した研修を進めている。この研修では、本学部の教員全員が研修のためのテーマ（毎年約100テーマ）を提出しており（学部ホームページに掲示）、この中から研修教員が各自のテーマを選択して、大学教員の指導による大学研修を行っている。また、5日間の大学研修期間を含めて、対象となる研修教員を岐阜大学の内地留学生として半年間受け入れている。これにより、5日間の研修以外にも半年間の大学の施設利用を可能とし、また大学に整備されている学習支援システム AIMS-Gifu を利用して、担当の大学教員と研修教員とのコミュニケーションを継続して行うことができる体制で展開している。

6年目研修と12年目研修の実施にあたっては、本学部の「研修委員会」と「県総合教育センター」が調整会議を行い、研修教員が希望する課題の研修を遂行できるように配慮している。12年目研修においては、最近の傾向として大学教員の提示したテーマにより研修教員数が変動しており、研修教員を意識したテーマ設定の改善を行い、できるかぎり研修教員のニーズに適用するよう努力している。こうした取組は、他県や他大学、文科省からも注目され、毎年複数の視察者が訪れている。

## ③ 夜間・遠隔大学院

平成7年度より実施してきた免許法認定公開講座は、当初、本学部会場（岐阜市）のみで開講していたが、遠隔地にある飛騨地区の教育事務所長から専修免許取得者数の地域差の拡大が懸念され、岐阜県にある国立大学として学習の機会を拡大し地域公平性を保つべきとの強い要望が寄せられた。県内における地域連携を推進するためには、地理的条件を克服する手法として遠隔教育が必須条件となり、平成9年度より遠隔教育を積極的に取り入れることとした。その後、飛騨地区以外からも同様の要請があり、順次、サテライト会場を増設してきた。現在では、県外を含

めた6つのサテライト会場（高山・多治見・各務原・大垣・附属学校・熊本会場）を設置してテレビ会議システムによる双方向の遠隔授業を展開している。

本学部で実施している遠隔教育には、夜間遠隔大学院と免許法認定公開講座（専修免許取得）の2つがあり、いずれも本学部の特色ある取組となっている。夜間遠隔大学院は、平成11年度に飛騨地区にサテライト会場を設置して以来、平成18年度までに100名以上の現職教員等が修了している。

いっぽう、免許法認定公開講座は、平成7年度より本学部が全国に先駆けて開始し、平成9年度からはテレビ会議システムによる遠隔教育を開始し、サテライト会場を県内及び県外の教育委員会等の要請に応じて設置しながら継続的に実施してきた。しかし、最近になって受講生が少なくなってきたことと大学院の科目等履修を受講しやすくなったことを考慮して、平成19年度から廃止することになった。

#### ④ インターネット型大学院（『現代 GP 報告書』参照）

現職教員等の学習機会を拡大するための夜間・遠隔大学院は、これまではテレビ会議システムを利用した“サテライト型”のみの開講であった。しかし、平成16年度の『現代的教育ニーズ支援プログラム（現代 GP）』に採択されたこと（前述）を契機として、平成18年度からカリキュラム開発専攻において現職教員が自宅や職場でインターネットを利用して学修することを可能とする“インターネット型大学院”を開設することになった。さらに平成19年度からは、教科教育専修などの大学院においてもインターネット型大学院を展開している。当面は、サテライト型とインターネット型を并存させて大学院教育を展開することになるが、将来的には様々なメディアを利用した大学院へと発展していくことが予想される。平成19年度においては、インターネット型大学院での受講希望者が11名あり、その中には県内外の管理職の教員も見受けられる。

いっぽう、これとは別の取組として、平成14年度に岐阜県から国際遠隔教育の展開を前提として『ストリーミング配信技術を用いた遠隔授業に関する研究』（平成15年3月報告）についての共同研究の依頼があった。この共同研究を進めながら、平成16年からは本学部が単独でオーストラリアのシドニー大学と国際遠隔授業の交換についての協定を結び、生涯教育講座の授業としてシドニー大学での受講も試みている。シドニー大学とは時差が2時間程度であることから同期型の授業が可能であり、今後大学間の交換授業の増加が期待される。

#### (2) 教職大学院設置の取組

平成18年7月に中教審からの答申書『今後の教員養成・免許制度の在り方について』が提示され、これを受けて本研究科においても教職大学院を設置することについて教授会で慎重に審議し、平成19年度に設置する予定で県教育委員会と話し合いを行いながら具体的な構想について検討を進めてきた。しかし、その設置年度が1年送れて平成20年度からとなったことを受けて、これまでの構想を見直しながらカリキュラム、シラバス、授業方法などについて県教育委員会との協働作業として作業を進め、既存の教育学研究科の改組も並行して検討しながら、文部科学省との折衝を進めていった。最終的には、既存の教育学研究科の中に位置づけ「教職実践開発専攻」という名称で教職大学院を設置することとした。関係者各位の協力・努力により、平成20年度

に教職大学院を開設することが認められ、平成20年2月17日に入学試験を行うところまで到達することができた。

今回設置する教職大学院「教職実践開発専攻」では、現職教員と学部新卒生を対象として、4つのコースにおいて以下のような人材の教員を養成することになる。

- 1) 学校改善コース：校長・教頭を補佐し、学校全体の運営に関して中間的なマネジメントを担当できる将来の主幹及び総括教諭（指導教諭）になり得る現職教員を養成する。
- 2) 授業開発コース：学校の授業研究や教育課程の改善と開発のリーダーとなる将来の主幹及び総括教諭（指導教諭）あるいは研究主任等になり得る現職教員を養成する。
- 3) 教育臨床実践コース：生徒指導領域においてスクールカウンセラーと協働し、児童・生徒への臨床的な指導を専門的に担当できる将来の総括教諭あるいは生徒指導主事等になり得る現職教員を養成する。
- 4) 特別支援学校コース：特別支援学校の現職教員に対して勤務校や地域の小・中・高校の要請に応じた支援ができる特別支援教育コーディネーターになり得る現職教員を養成する。

今後は、教職大学院担当の14名の教員が一体となって、連携協力校とともに教育体制を確立していくことが求められ、3年後にはその評価が待ち構えている。この教職大学院が質的に充実することにより「理論と実践の融合」を目指す大学院教育の実現が可能になると考えられる。

### (3) 免許更新制の取り組み

中教審教員養成部会から平成19年12月25日に『免許更新制の運用について』が提示されたことにより、免許更新講習を実施するための方向性が見えてきた。本学部では、これまでにワーキンググループを立ち上げ、免許更新講習を実施する方策について具体的な実施案の検討を進めてきた。今後は、これを基にして免許更新講習の実施体制を構築していくことになる。ここでは、これまでに検討してきた免許更新講習の取組と実施方法についてまとめておく。

#### ① 大学コンソーシアムを基盤とした免許更新講習の課題と展望

岐阜県では、岐阜県と県内18大学の大学連合として「国際ネットワーク大学コンソーシアム」を構築しており、現在は岐阜大学学長がそのコーディネーターを務めている。このコンソーシアムに参加している課程認定大学を中心として、免許更新講習のための新たな大学連合体（本来の大学コンソーシアムとは異なるが、ここでは“コンソーシアム”と称して説明する）を構築して、岐阜県内の受講者を前提とした免許更新講習の実施方法について検討している。現時点での参加大学は、岐阜大学、岐阜県立看護大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜女子大学、岐阜経済大学、朝日大学、中部学院大学、東海女子大学、東海女子短期大学、大垣女子短期大学、放送大学岐阜学習センターである。

岐阜県内の講習受講者数は、岐阜県教育委員会の試算によると毎年約2000人になると推定されている。したがって、岐阜県では、当面2000人の受講者を対象とした講習を実施していくことが“コンソーシアム”に求められることになる（図1参照）。そのためには、次のような整備を行う必要がある。

- 1) 大学間の協力による実施体制の整備
- 2) 講習受講者に対する統括窓口の整備
- 3) 講習科目全体の整合性の確保、遠隔等受講環境の統一化のための整備
- 4) 講習科目の受講申請から評価までの一括支援が可能なシステムの整備

特に、約2000人の受講者の受付業務等を手作業で行うのは困難であり、ミスも多くなると考えられるため、受付から評価までの作業過程を“コンソーシアム”で一括支援できるコンピューター・システムを構築して対応することが求められる。これらの課題を解決しながら、本研究科のこれまでの実績を基盤とし、“コンソーシアム”の機能を活用して免許更新講習を円滑に進めていく計画を考えている。

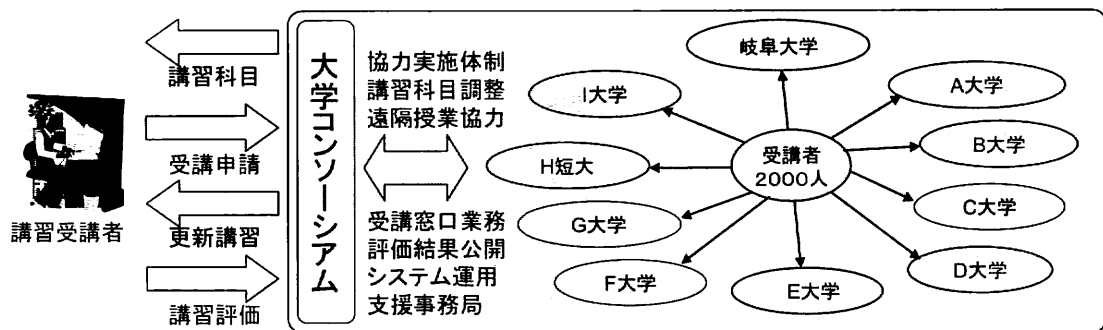


図1 免許更新講習にかかわる“コンソーシアム”の体制

## ② 免許更新講習科目の構成

文部科学省から提示された資料では、必須科目（教育の最新事情に関する事項）と選択科目（教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項）に分けて講習を展開するモデルが示されている。この考えに基づいて、講習の時間配分、実施方法等の基本的な枠組みを示す。

- 1) 必修科目：1科目は2日間12時間（1単位相当）
  - 開講大学で4領域の必修事項を網羅して実施する。
  - 大学間で実施日、場所、方法を調整する。
  - 1科目200人として10科目程度を開講する。
  - 大学のほか、サテライト教室、職場・自宅等での受講を可能とする。
    - ・遠隔地の受講者に配慮して数科目でサテライト型の受講を検討
    - ・VOD（Video On Demand）受講を4科目程度で用意、試験は対面60分程度
- 2) 選択科目：1科目は3日間18時間（1単位+ $\alpha$ 相当）
  - 開講大学の教科・教職科目を基礎に実施する。
  - 複数講師による開講も可能とする。
  - 1科目10～40人として100科目程度を開講する。
  - eラーニング科目も開講する。
    - ・試験は対面とし、3日目は大学受講等による組合せも検討
  - 更新期間における大学院科目の科目履修も推奨する。

### ③ 必須科目及び選択科目の運用について

#### 1) 必須科目の運用

各領域区分に対して1科目(90分×2コマ)を開設し、計4科目の受講と修了認定試験をもって必修科目の受講を完了する。必修科目は土日の2日間を基本として開講するが、サテライト教室においても受講できるようにする。また、その際にはサテライト教室に講師等補助者を配置し、講習補助、試験監督等を担当する。さらに、VODにより学校や自宅等での受講ができるようにし、半日程度の修了認定試験日を設定し、大学等での対面により実施する。

#### 2) 選択科目の運用

選択科目は、100科目程度を対面、同期型遠隔、非同期型遠隔の各授業方法により実施する。さらに、大学院教育学研究科の科目等履修による制度を活用する。この選択科目の運用イメージを図2示す。

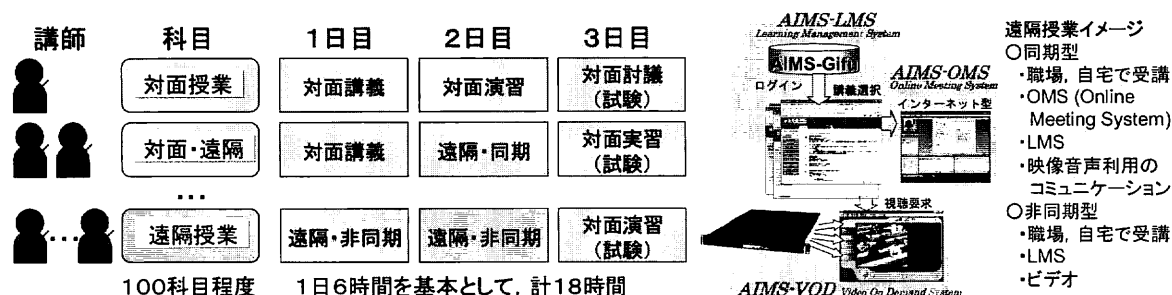


図2 免許更新講習の選択科目における運用イメージ

### ④ 大学コンソーシアムの体制

現在、免許更新講習のための“コンソーシアム”の体制のあり方及び実施方法等について話し合いを進めており、当面は岐阜大学が仮の事務局として“コンソーシアム”を運営することになっている。

毎年約2000名の受講者を対象とする講習を前提として、前述の課題について実施できる体制を早急に整備していく必要がある。これまでに、岐阜大学の本部事務局を含めて免許更新のための事務体制について検討しているが、受講生の登録申請から評価及びそれらの連絡等のシステムを構築していくための時間的経過を推定すると、平成21年4月から講習を開始するための準備期間としてあまり余裕がないことが予想され、講習の実施方法と事務運営体制の両課題を並行させて検討していくことが急がれる。岐阜県の“コンソーシアム”としては免許更新講習の試行をできるだけ早目に実施して、問題点を分析し、解決した後に本番の講習を確実なものにしていきたいと考えている。この試行の予算申請が2月末日であるため早急に試行案を作成することが求められている。

#### (4) 今後の課題

これまでの取組実績以外に、学部教育として「教職実践演習」が新たな必須科目として位置づけられてくることになっており、それへの対応が急がれる。この科目では学校現場での実践能力が評価されることが考えられ、これまで以上の学校現場との連携が求められ、そのための実施体制を検討する必要がある。

いっぽう、教職大学院が設置されると、既存の大学院（主としてカリキュラム開発専攻、教科教育専攻）の在り方が問われてくる。教職大学院の設置に向けての文部科学省との折衝を通じて常に問われてきたことは、教科教育専攻をどのように改組するのかということであった。したがって、平成20年度は教職大学院の円滑な実施とともに、教科教育専攻のあり方について真剣に検討することが求められる。

免許更新講習が平成21年度から本格実施されることになると、土日及び夏季休暇を中心として講習が行われることになり、これまで実施してきた12年目研修を免許更新講習に置き換えることで学部教員の授業負担を軽減する措置を講じる必要があり、そのための具体的な方法を検討していくことになる。

いずれにせよ、教員養成学部・大学院に対しては、国の施策として次々と新しい課題が提起されてきており、全国の関連大学・学部はその対応に困惑しているところである。今のところ本学部は国の施策に対して素早く対応してきているが、今後も素早く対応できる体制を構築しておくことが必要となろう。

#### 参考資料

1. 中央教育審議会：今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について－国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書－、平成13年11月22日
2. 岐阜大学教育学部：教師教育研究1号（岐阜県教育委員会と岐阜大学教育学部の連携協力にもとづく10年経験者研修（12年目研修）の構想と展開）、平成17年3月1日
3. 岐阜大学教育学部：教師教育研究2号（教師の生涯発達と共に歩む教育学部の構想と実践～これからの教育学部の在り方を探る～）、平成18年3月30日
4. 中央教育審議会：今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）、平成18年7月11日
5. 岐阜大学教育学部：教師教育研究3号（教師の自己省察と専門性開発を支援する教員研修－課題探求型研修の課題と展望－）、平成19年3月30日
6. 岐阜大学大学院教育学研究科：平成16年度採択、現代的教育ニーズ取組支援プログラム「教師のための遠隔大学院カリキュラムの開発」最終報告書、平成19年3月
7. 中央教育審議会教員養成部会：教員免許更新制の運用について（報告）、平成19年12月25日